正 前 改 正 (前 略) (理事) (理事) 第3条 法人に、7名以内の理事を置く。 第3条: 2 理事は、総長の定めるところにより、総長を 補佐して法人の業務を掌理し、分担管理する。 3 総長が指名する理事は、当該業務を分担管理 3 する理事との協議の下に事務全般の執行につ いて総合調整するものとする。 4 理事は、総長が第7条に定める経営協議会及 4 び第8条に定める教育研究評議会の意見を聴 いて、任命する。 5 総長は、理事を任命するに当たっては、その 5 任命の際現に国立大学法人京都大学の役員又 は職員でない者が含まれるようにしなければ ならない。 (同 左) 6 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、任命する総長の任期の終期を超えるこ とはできない。 7 前項の規定にかかわらず、補欠の理事の任期 7 は、前任者の残任期間とする。 8 総長は、理事の職責に支障のない限り、理事 8 に対して教育又は研究に従事することを命じ ることができる。 9 総長は、理事たるに適しないと認めるとき又 9 は職務の執行が適切でないため法人の業務の 実績が悪化したと認めるときは、当該理事を解 任することができる。 (プロボスト) 第3条の2 総長が指名する理事は、法人及び京 都大学の将来構想、組織改革等に関する包括的 又は組織横断的課題について、戦略を立案する とともに、策定された戦略の推進に向け、調整 を図るものとする。 2 前項の理事をプロボストと称する。 3 プロボストに関し必要な事項は、総長が定め る。 (中略) 第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務 第56条 京都大学に、法人又は京都大学の業務 の実施に関し必要な事務を処理させるため、事 の実施に関し必要な事務を遂行させるため、事 務本部、共通事務部、部局事務部等を置く。 務本部、共通事務部、部局事務部等を置く。 2 (略) 2 (同 左) 附則 この規程は、平成29年10月1日から施行す